

第1回漁業特定技能協議会・漁業分科会 (議事概要)

1. 日 時：令和元年7月30日(火) 15:00～16:00

2. 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 出席者：

【漁業分科会構成員】

一般社団法人 大日本水産会 常務理事	小林 憲
全国漁業協同組合連合会 参事	檜垣 浩輔
一般社団法人 全国いか釣り漁業協会 専務理事	中津 達也
一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会 指導部長	森岡 聡
一般社団法人 全国底曳網漁業連合会 業務課長	筆谷 拓郎
一般社団法人 日本定置漁業協会 専務理事	玉置 泰司
一般社団法人 全国まき網漁業協会 専務理事	武井 篤
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会 会長代理	宇都宮健悟
全国さんま棒受網漁業協同組合 専務理事	大石 浩平
海士町 主査	磯谷 光司
全国かじき等流し網漁業協議会 会長	井上 幸宣
全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
水産庁 漁政部 企画課 課長	保科 太志
資源管理部 管理調整課 首席漁業調整官	阿部 智
資源管理部 国際課 かつお・まぐろ漁業企画官	笠原 光仁
増殖推進部 栽培養殖課 課長	藤田 仁司

【事務局】

一般社団法人 大日本水産会 事業部長	木上 正士
--------------------	-------

4. 議事要旨

議題1. 漁業分科会の運営規則(分科会決定)

本分科会において運営規則が制定されるまでの間、暫定事務局を担当した水産庁より資料1「漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則(案)」について説明があり、提案のとおり協議が調った(漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第1号)。

承認された運営規則にもとづき、分科会会長に就任した一般社団法人大日本水産会事業部長が会長は、本会の副会長として、全日本海員組合水産局長を指名した。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 第3条第3号に協議会構成員は分科会に参加できるとあるが、発言が可能なのか。
→可能である。

議題2．特定技能外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ

事務局より資料2「特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ（案）」について説明があり、提案のとおり協議が調った。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 外国人本人が転職したいという意向がある場合、それは仕方ないという理解でよいのか。
→申し合わせは、受け入れ側による強引な引き抜きに関するものであり、基本的には本人の意向が尊重されなければならない。他方、申し合わせに基づき、受入れ先がある程度は転職元に対して配慮されるものと理解している。

議題3．特定技能外国人材配乗人数に係る申し合わせ

事務局より資料3「特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ（案）」について説明があった。協議の末、本件は、漁業分科会で継続して検討していくことになった。なお、事務局より、継続して検討して行くに当たっては、特定技能外国人材をすぐに受け入れたい経営体への対応も考える必要がある旨問題提起があった。

主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

- 技能実習における配乗の申し合わせは存在するのか。
→技能実習は実習生であり労働者ではなく、一般の日本人漁船員以上に実習生の保護が重視されている。その観点に基づき、農林水産省告示において配乗人数は定められている。
- 申し合わせが無い場合、自由に配乗しても問題ないということか。
→法定職員数を満たしていれば、制度的にそれ以上の制限はない。

＜賛成意見＞

- 原案に賛成。特定技能1号は運航業務ができないこととなっている。仮に法定職員のみが日本人ということになると、海技資格取得に必要な乗船履歴を

付けられる日本人がいないということであり、今の法定職員がリタイアした段階で、たちまちその漁船は操業できなくなるということ。外国人労働者の受け入れに反対する訳ではないが、将来を見据えてある程度の制限を設けないと漁業の存続・発展はない。傘下会員の意見もあるのだろうが、中央団体が、責任を持って考えてほしい。

- 原案に賛成。長期的な将来の漁業の発展のためにも必要。各団体の意見もあるためこの場で決定しなくても良いが、ある程度の期限を設けて、現場で1：1を超える外国人材の受入れが行われる前に、対応する必要がある。傘下会員の要望を聞けば外国人材の配乗上限は設けないほうが良いという意見が多数でてくるのは当然予想されるが、今後の漁業存続を各団体がきちんと考えた上で議論していくべきだと考えている。

《継続検討意見》

- 仮に申し合わせ事項であっても拘束力が出てきてしまうため、団体の内部で議論が整っていないので、現段階では反対する。分科会の継続協議とさせて頂きたい。
- 少人数の漁船、零細な漁家ほど受入れの可能性が狭まってしまうおそれもあり、まだ議論が不十分と考え、反対する。
- マルシップ、技能実習制度においては現状の制度で、外国人船員の人数の把握が可能だが、特定技能については、まずは人数を把握するシステムを構築しなければ配乗人数の議論は進まないと考える。人手不足の現状において、外国人労働者を入れること、日本人の後継者を育てること、両方が重要である。申し合わせは構成員の総意で決定する必要があるため、問題点を整理し、各団体がそれぞれ現場の意見も踏まえた上で、また、漁法や地域毎ではなく一律とすべきかどうかも含め、次回以降に決定しても良いかと考える。
- 傘下の船は、定員10名のものが多く、船長、機関長、ボースンの日本人枠及びそれぞれに各1名の後継者枠を考えると日本人6対外国人4となり、1：1くらいを上限とするのは妥当と考える。大型船で同様の考え方は難しいという反対理由は理解できるため、船のサイズ別に配乗比率を検討することも必要かと考える。
- 安全性、後継者育成の重要性、「日本人並み」の考え方等、様々な検討事項があり、船のサイズや漁業種類も異なる中で、一律のルールを決めるのは違和感があり、早急に決めるということも厳しいと考える。
- 漁期中であり、具体的な受入れ要望がない中で配乗人数の話をしていても混乱を招くため、傘下会員とは十分な話はしていない。当面は、1：1で申し合わせをするくらいならかまわないかと思っていたが、それ以上の込み入った話

は現時点ではできないことから、継続して検討していきたい。

議題４．その他

特段の議論はなかった。

以上